

「（仮称）丸森風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する技術審査会答申（案）の形成

答 申 案	技術審査会からの指摘・質問事項 ※ ○番号は、「資料1-2」事業者回答と関連しています。	備 考 【 委 員 名 】 (専 門 分 野)
<p>【1 全般的事項】</p> <p>(1) 対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）内には、水源かん養保安林や阿武隈溪谷県立自然公園が存在しているほか、事業区域内には、埋蔵文化財があり、複数の住居も存在している。また、土砂災害警戒区域などの災害リスクの高い地域も含まれている。</p> <p>これらのことから、本事業計画の具体化に当たっては、住居からの離隔等、生活環境への配慮のみならず、動植物や景観など、自然環境等への影響を十分に考慮した上で、風力発電設備の配置や基数を設定すること。</p>	<p>（前段は配慮書記載事項を引き継いで記載するもの。後段はこれまでの方法書答申記載内容を参考に作成。）</p>	
<p>(2) 環境影響の調査を行うに当たっては、必要に応じて選定した項目及び手法を見直すなど適切に対応するとともに、環境影響の予測については、可能な限り定量的な手法を用いること。</p>	<p>（方法書の答申としてこれまで記載してきた内容。宮城加美風力、七ヶ宿長老風力、白石越河風力に記載。）</p>	
<p>(3) 事業区域周辺の住民、地元自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。</p> <p>特に事業区域周辺は、令和元年東日本台風により甚大な被害を受けているため、事業の実施に当たっては、土砂災害への対応方針を十分に説明すること。</p>	<p>（前段：審査会の意見として述べる、環境影響評価を進めるに当たって事業者が配慮すべき基本的項目。）</p> <p>① 対象事業実施区域周辺は、令和元年東日本台風による被害を受けており、事業実施にあたっては土砂災害に対する対応方針を含めて地域住民への丁寧な説明を心がけること。</p>	<p>【平野会長】 (景観)</p>

<p>【2 個別的事項】</p> <p>(1) 大気質 建設機械の稼働に伴う窒素酸化物の調査地点として、一般環境測定局ではなく、現地での調査地点を設定し、調査、予測及び評価を行うこと。 一般環境測定局のデータを使用する場合は、その根拠を明示すること。</p>	<p>③ 窒素酸化物については現地調査を実施すること。一般環境測定局のデータを使用する場合はその根拠を明示すること。</p>	<p>【村田委員】 (大気質・温室効果ガス)</p>
<p>(2) 騒音 建設機械の稼働に係る騒音は、等価騒音レベルによる環境基準を準用した評価に加えて、5%時間率騒音レベルによる特定建設作業に係る騒音の規制基準を準用した評価も行うこと。</p>	<p>② 建設機械の稼働に係る騒音について、等価騒音レベル(L_{Aeq})を計算したうえで、最終的には騒音規制法に合わせてL_{A5}も計算すること。</p>	<p>【永幡委員】 (騒音)</p>
<p>(3) 水質 事業区域周辺は、令和元年東日本台風により生じた裸地からの土砂流失の影響を踏まえ、事業実施に伴う影響を的確に評価できるよう、浮遊物質量の現地調査時期の設定に留意すること。</p>	<p>④ 令和元年東日本台風被害により生じている裸地からの土砂流出の影響が懸念されるため、濁度調査時期を検討すること。</p>	<p>【平野会長】 (景観)</p>
<p>(4) 地形及び地質 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所については事業区域から除外すること。特に土石流による土砂災害が想定されている警戒区域及び危険箇所については、土石流が発生する可能性のある流域も含めて事業区域から除外すること。 また、上記の区域を事業区域から除外しない場合には、土砂災害警戒区域の更新を反映した上で、地域住民に十分な説明をするとともに、危険性を低減させる対策を検討すること。</p>	<p>⑤ 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所については対象事業実施区域から除外すること。特に土石流による土砂災害が想定されている警戒区域及び危険箇所については、土石流が発生する可能性のある流域も含めて対象事業実施区域から除外すること。 また、上記の区域を対象事業実施区域から除外しない場合には、土砂災害警戒区域の更新を反映した上で、地域住民に十分な説明をするとともに、危険性を低減させる対策を検討すること。</p>	<p>【伊藤委員】 (地形地質)</p>
<p>(5) 動物 地上を歩く動物について、工事用車両の通行によるれき死等の影響を調査、予測及び評価すること。</p>	<p>⑥ 環境影響評価の項目の選定において、工事用資材の搬出入、建設機械の稼働によるロードキル等、動植物への影響が考慮されていないため検討すること。</p> <p>(宮城加美風力発電事業の答申を参考)</p>	<p>【太田委員】 (両生・は虫類)</p>

<p>(6) 植物</p> <p>イ 事業区域に近接する重要な植物群落への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>ロ 取付道路等の付帯設備の構造・配置又は位置・規模による影響を適切に評価するため、これら計画を具体化した上で調査地点・経路を適切に設定すること。</p>	<p>⑦ 対象事業実施区域外の近接する重要な植物群落に係る事業による影響について予測及び評価すること。</p> <p>⑧ 道路の拡幅、新設による動植物への影響が懸念され、調査箇所 の 妥当性を示すため、道路計画を提示すること。</p>	<p>【野口委員】 (植物)</p> <p>【野口委員】 (植物)</p>
<p>(7) 景観</p> <p>風車による景観の圧迫感を考慮した上で、生活圏からの圍繞景観への影響を調査、予測及び評価し、適切に風車の配置の設定を行うこと。</p>	<p>(配慮書時記載事項を引き継いで記載するもの。)</p>	<p>【平野会長】 (景観)</p>
<p>(8) 人と自然との触れあいの活動の場</p> <p>事業区域周辺における、バードウォッチングやトレッキング等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について、環境影響評価項目における施設の稼働として選定し、適切に調査、予測及び評価すること。</p>	<p>⑨ 対象事業実施区域周辺における、トレッキング等静穏環境における利用を確認した上で、活動の場に対する風車の音の影響について、予測及び評価を行うこと。併せて環境要因の区分として、「施設の稼働」を追加すること。</p>	<p>【永幡委員】 (騒音)</p>
<p>(9) 放射線の量</p> <p>イ 土壌の放射性物質濃度の調査に当たっては、風力発電設備の設置予定箇所及び新設又は拡幅する道路を含めて調査地点を10地点以上設定し、表面1センチメートル以内から検体を採取した上で、測定を行うこと。</p> <p>ロ 事業区域は県内でも線量の高い地域であることから、土砂の攪乱に伴う新たなホットスポットの形成や放射性物質の流出等による水環境、土壌、農産物等への影響を調査、予測及び評価し、必要に応じて拡散防止措置等を検討すること。</p>	<p>⑩ 土壌の放射能濃度測定においては表層1cmの検体採取、測定を行うこと。採取箇所は最低10か所選定すること。</p> <p>⑩ 事業実施により、土壌の攪乱に伴う放射性セシウムの流出が起こることがないように拡散防止措置を検討すること。</p>	<p>【石井委員】 (放射性物質)</p> <p>【石井委員】 (放射性物質)</p>

(10) その他

事業区域周辺には牧場が存在することから、肥育牛に対する騒音、低周波音による影響について、適切に予測及び評価するとともに、管理者へ十分な説明を行うこと。

⑫ 対象事業実施区域周辺には牧場が存在することから、肥育牛に対する騒音、低周波による影響についても予測、評価すること。併せて牧場管理者に対して事前説明及び影響が発生した場合の対処法を説明すること。

【永幡委員】
(騒音)